

令和2年第1回高梁市教育委員会（定例）会議録

1. 招集 令和2年1月23日 午前10時00分
2. 開会 令和2年1月23日 午前10時00分
3. 閉会 令和2年1月23日 午前10時55分
4. 会議の種別 定例会（第1日）
5. 会議の場所 高梁市役所 4階会議室1・2
6. 出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏名	出欠の別	備考
1	川上はる江	出席	
2	吉川昭	出席	
3	渡邊ありさ	欠席	
4	藤井祥生	出席	

7. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職名	氏名	備考
――	――	

8. 会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	備考
教育長	小田幸伸	
教育次長	竹並信二	
参与	田村啓介	
教育総務課長	大福克志	
学校教育課長	石原洋重	
社会教育課長	渡辺丈夫	
スポーツ振興課長	藤井正宣	
文化センター所長代理	原田貴子	
教育総務課総務係長	村上靖恵	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件名	結果
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第 2 号	高梁市文化センター指定管理者選定審議会委員の委嘱について	可決
議案第 3 号	高梁市人権教育推進委員会委員の委嘱について	可決
議案第 4 号	高梁市成羽文化センター条例施行規則の一部を改正する規則	可決
議案第 5 号	高梁市成羽文化センター運営委員会設置要綱	可決
議案第 6 号	高梁市成羽文化センター管理運営要綱	可決
議案第 7 号	高梁市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	可決
議案第 8 号	高梁市民俗資料館等条例施行規則の一部を改正する規則	可決
議案第 9 号	高梁市成羽神楽館条例施行規則を廃止する規則	可決
議案第 10 号	高梁市公民館条例施行規則の一部を改正する規則	可決

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第4番 藤井 祥生

第1番 川上 はる江

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

第1回教育委員会（定例）会議議事要録

1. 開会

教育長あいさつ

本日は、令和2年最初の定例会である。今年もよろしくお願ひする。

また、先日開催した成人祝賀式は、委員の皆さんもいろいろな感想を持たれたと思うが、ご多用の中参加いただき改めてお礼申し上げる。

今年の仕事始の式において、職員に話した内容を紹介し、本日のあいさつに代えたい。

時代や社会などのさまざまな要請を受け、学校教育、社会教育・生涯学習、文化財、スポーツ推進のあらゆる分野で、今大きな変化が起きているし、これからも変化していくことは間違いない。

そのような流れの中で、主体的に業務に当たっていけば、必ず大きな発展が望めるものと思っており、その上で3点ほどお願ひしたい。

まずは、日常の業務を充実させること。学校であれば子どもたち、社会教育であれば市民の皆さんなど、さまざまな場で対象となる人々に思いをはせ、情報を集め、しっかりと会話をして改善に努めてほしい。改善の必要性があることが分かれば、機を逃さず早急に動き、修正を図ってほしい。

次に、令和2年度は、現行の教育振興基本計画の計画期間の最終年度であり、改訂作業を進める。例えば学力向上、特別支援教育の充実、ICT教育・プログラミング教育の充実といった一つひとつ課題について目標を設定し、その目標達成に向けた具体的な施策を示し、計画期間の中で現在どのような状況にあるかという観点での評価を行っていく。重点施策、事業評価とも結び付け、職員が共通の認識を持って業務を遂行できるよう、構成や内容もいくらか見直しを行いたいと考えている。

最後に、職責が高く、それに応じた高い給与が支給されている人ほど、しっかりと勉強してほしい。現地に赴く、本を読むなど、学びの方法はいろいろあると思うが、強い主体性と当事者意識を持って、方向性を見いだせるような勉強に取り組んでほしい。また、若い人は、自身の専門性を高めるべく学んでいってほしい。私自身も、率先してしっかりと勉強していくつもりである。

2. 前回教育委員会の報告

教育長	前回の報告に対する質問、意見等はあるか。 なければ承認の挙手を願いたい。 (全員挙手)
教育長	前回の会議録は、承認する。

3. 教育長の報告

(1) 議会等

12月23日(月)	12月定例市議会閉会
-----------	------------

(2) 行事等

12月20日(金)	全国大会壮行会
12月20日(金)	市長表彰
12月27日(金)	仕事納の式
1月6日(月)	仕事始の式
1月8日(水)	市長表彰
1月12日(日)	成人祝賀式
1月14日(火)	校園長会
1月16日(木)	学校ICT活用フォーラム [京都市]
1月18日(土)	ライオンズクラブ 体力づくりなわとび大会
1月19日(日)	消防出初式

1月 20 日(月)	岡山県都市教育長協議会 第3回定例会 [大原美術館]
1月 20 日(月)	高梁市歴史美術館「特別展 生誕 100 年 宮本隆～岡山彫刻界のパイオニア～」閉会
1月 22 日(水)	岡山県幼小中高 P T A 研修大会 [岡山シンフォニーホール]

4. 議事

教育総務課長	議案第1号「専決処分の承認を求めるについて」専決第21号「高梁市市費負担教員の任用等に関する規則の一部を改正する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	35人学級解消のために、担任を持つ常勤講師を市費で採用しており、現在は、落合小学校に1名が配属されている。県費と同等の条件とするため、県教職員の給与改定に準じた改正を行うものである。 なお、市内の35人学級は、再来年度からはなくなる。 何か意見等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	専決第21号は、承認する。
学校教育課長	議案第1号「専決処分の承認を求めるについて」専決第1号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か意見等はあるか。なければ承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	専決第1号は、承認する。 以上をもって、議案第1号は承認する。
文化センター所長代理	議案第2号「高梁市文化センター指定管理者選定審議会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員 文化センター所長代理 教育長	議案については異論ない。指定管理者の公募に関しては、何社応募があったか。提案書の提出期限を1月20日としていたが、提出があったのは1社である。他に何か意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第2号は、原案のとおり可決する。
社会教育課長	議案第3号「高梁市人権教育推進委員会委員の委嘱について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第3号は、原案のとおり可決する。
社会教育課長	議案第4号「高梁市成羽文化センター条例施行規則の一部を改正する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育委員	市内の施設は、現地に赴かないと利用の手続きができないが、他の自治体では、インターネットによる使用申請やキャッシュレス決済が標準的になってきている。 今後、配置できる人員も減る中、高梁市でも検討が必要ではないか。 委員のご意見のとおり、インターネットによる利用確認や申請手続きが標準的になってきていることは認識しているところである。
社会教育課長	成羽文化センターについては新しく整備する施設もあり、当面の間は、利用希望者への利用方法等のレクチャーが必要であると思っている。こうした課題を解消できる見通しがつけば、より申請しやすい方法等も検討していきたいと考える。 スポーツ施設の申請手続きについては、現在はどのようにになっていたか。 使用の申請と許可手続きは現場で行っていただく必要があるが、予約については、インターネットで行うことができるようになっている。
教育長 スポーツ振興課長	今後の検討課題として、ご意見をお伺いしておく。 他に何か意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第4号は、原案のとおり可決する。

社会教育課長	議案第 5 号「高梁市成羽文化センター運営委員会設置要綱」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第 5 号は、原案のとおり可決する。
社会教育課長	議案第 6 号「高梁市成羽文化センター管理運営要綱」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第 6 号は、原案のとおり可決する。
社会教育課長	議案第 7 号「高梁市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第 7 号は、原案のとおり可決する。
社会教育課長	議案第 8 号「高梁市民俗資料館等条例施行規則の一部を改正する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長 社会教育課長	廃止の経緯等、補足説明を願う。 アスベストが使用されていたこともあり、長年使用はしておらず、保有する資料も他施設等へ順次移管しているところである。当該施設は実態に合わせ廃止するが、市全体で民俗資料、歴史史料の整理を進めていくという考えである。
教育長	何か意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第 8 号は、原案のとおり可決する。
社会教育課長	議案第 9 号「高梁市成羽神楽館条例施行規則を廃止する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第 9 号は、原案のとおり可決する。
社会教育課長	議案第 10 号「高梁市公民館条例施行規則の一部を改正する規則」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	来年度からの会計年度任用職員制度への移行に合わせての任期の改正であるが、公民館長の任期は、これまで 2 年を一つの目途としてきた。その考え方については踏襲していくのか。
社会教育課長	制度上、会計年度ごとの 1 年以内の任期となるが、公民館事業の継続性や地域とのつながりという点を考えた場合、毎年度、公民館長が交代するのはいかがなものかと考える。規則でも再任を妨げないこととしており、これまでと同様、少なくとも 2 年は公民館長として務めていただきたい考えである。
教育長	何か意見等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第 10 号は、原案のとおり可決する。

5. その他

教育委員	使用許可書など、自治体にはさまざまな紙媒体の文書があるが、どのくらいの期間保存するものなのか。
社会教育課長	文書管理規程で文書の保存年限が定められており、それに基づいて文書の保存・処分を行っているが、個々の文書に関して事細かに規定はされていない。使用許可に関する文書の場合は、1年もしくは2年が上限になるかと考える。
教育委員	自治体においても、将来的にはウェブ上で、文書の保管や消去、バックアップといったことを行う形に移行すると思われる。 マイナンバーを自治体がうまく活用できていないのは、運用設計が不十分であるからであると思うが、例えば、マイナンバーがあるにもかかわらず、申請手続きで改めて住所を書かなければならないようなことは、利用者側からしてみれば非常に違和感がある。 将来的には、マイナンバーカードとパスワードで、いろいろなところへログインしていく仕組みができてくる。大学等ではすでに導入され始めており、自治体においても、それほど遠くないことと考えられる。
教育長	生まれたときからずっと I C T に慣れ親しんでいる若い世代と、アナログでずっと育ってきた中で突然大きな変化が起った40歳以上の世代とでは、認識も疑問に思う点も大きく異なる。自治体で I C T 分野が遅れがちになるのは、40歳以上の世代が制度設計に関わることにも一因があると感じているので、今後、事業を進めていく上での参考としてほしい。 この度の文部科学省のG I G Aスクール構想も、I C T 分野の強化へ完全にかじを切る取り組みであり、今後の国際社会で日本の子どもたちが活躍していくためには必要不可欠な状況となっているともいえる。 学習指導要領の内容についても、G I G Aスクール構想を達成したとして、その教育条件の中で内容を考えていくということである。 I C T 分野の強化は、非常に重要であると認識している。

6. 閉会　午前10時55分閉会

高梁市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年2月25日

署名委員 川上 はるシ江

署名委員 唐井 祐士

作成職員 村上 靖児